

議案第31号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1-3373 号線	つくば市君島 1318 番 4 地先から	
	つくば市君島 1307 番地先まで	
1-3388 号線	つくば市君島 1210 番地先から	
	つくば市君島 1211 番 1 地先まで	
1-3397 号線	つくば市君島 1110 番地先から	
	つくば市君島 1116 番地先まで	
1-3436 号線	つくば市北太田 489 番 1 地先から	
	つくば市北太田 486 番 2 地先まで	
1-3444 号線	つくば市北太田 84 番 1 地先から	
	つくば市北太田 87 番地先まで	

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1-3451 号線	つくば市北太田 981 番地先から	
	つくば市北太田 979 番 2 地先まで	

(提案理由)

桜川河川区域内の路線を廃止するため、この案を提出するものである。

つくば市 3月定例会

市道廃止図面

目次

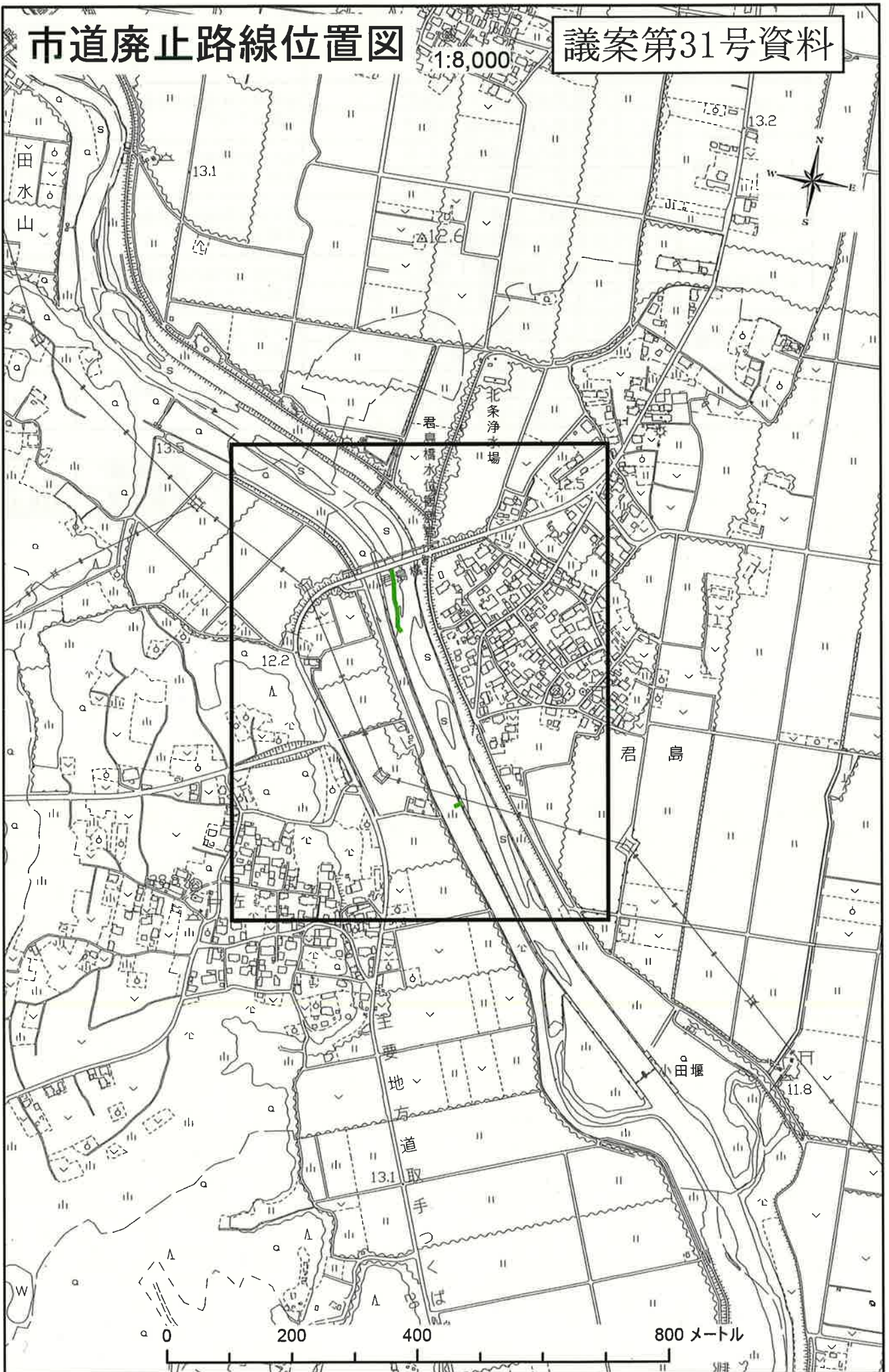
路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
1-3373号線	つくば市君島1318番4地先から	桜川河川区域内の路線を廃止するため	1, 2	103.0
	つくば市君島1307番地先まで			
1-3388号線	つくば市君島1210番地先から	桜川河川区域内の路線を廃止するため	1, 2	14.0
	つくば市君島1211番1地先まで			
1-3397号線	つくば市君島1110番地先から	桜川河川区域内の路線を廃止するため	3, 4	60.5
	つくば市君島1116番地先まで			
1-3436号線	つくば市北太田489番1地先から	桜川河川区域内の路線を廃止するため	5, 6	47.0
	つくば市北太田486番2地先まで			
1-3444号線	つくば市北太田84番1地先から	桜川河川区域内の路線を廃止するため	5, 6	52.9
	つくば市北太田87番地先まで			
1-3451号線	つくば市北太田981番地先から	桜川河川区域内の路線を廃止するため	5, 6	139.0
	つくば市北太田979番2地先まで			

合計路線	6本
合計延長	416.4m

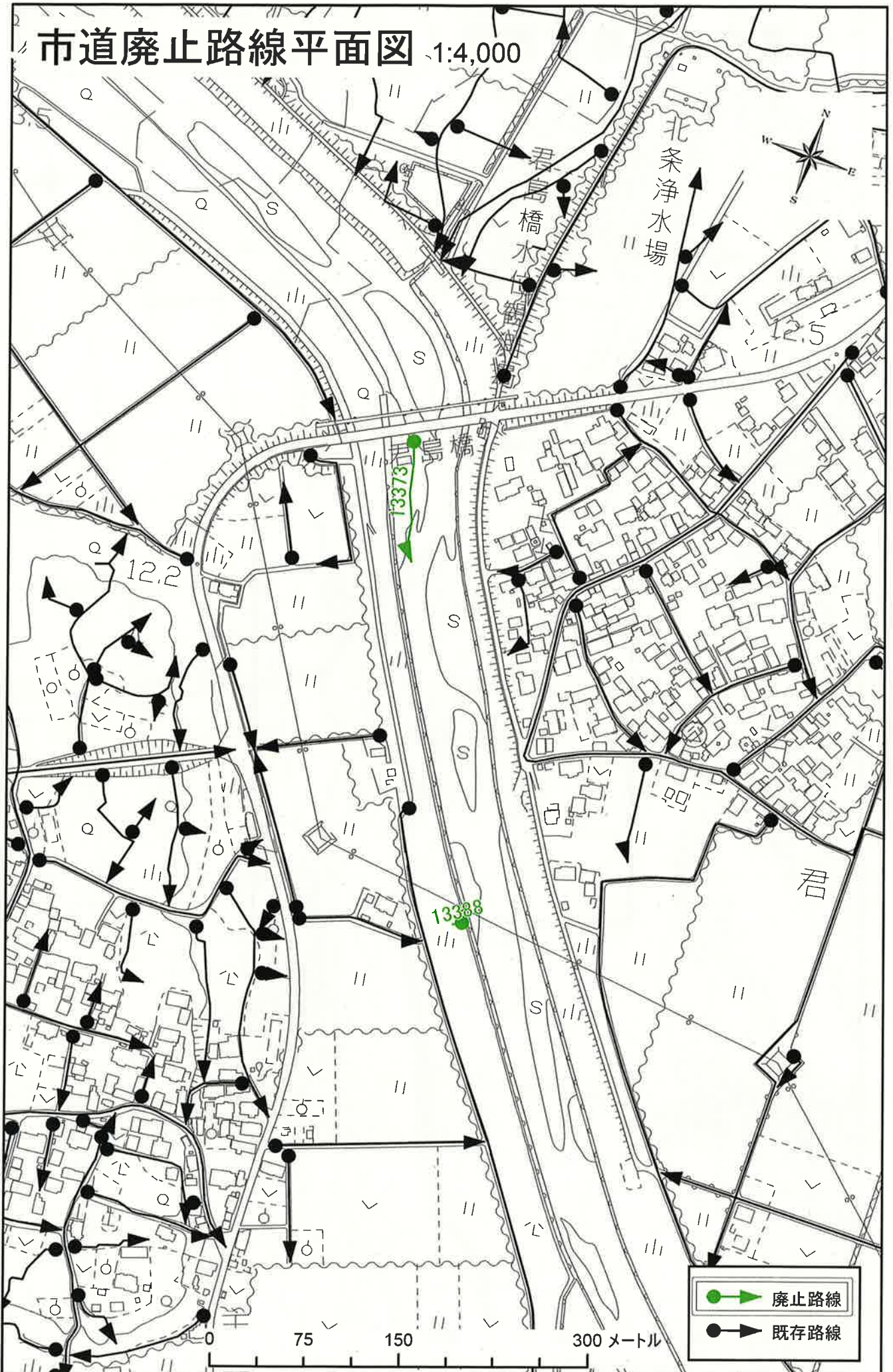
市道廃止路線位置図

1:8,000

議案第31号資料



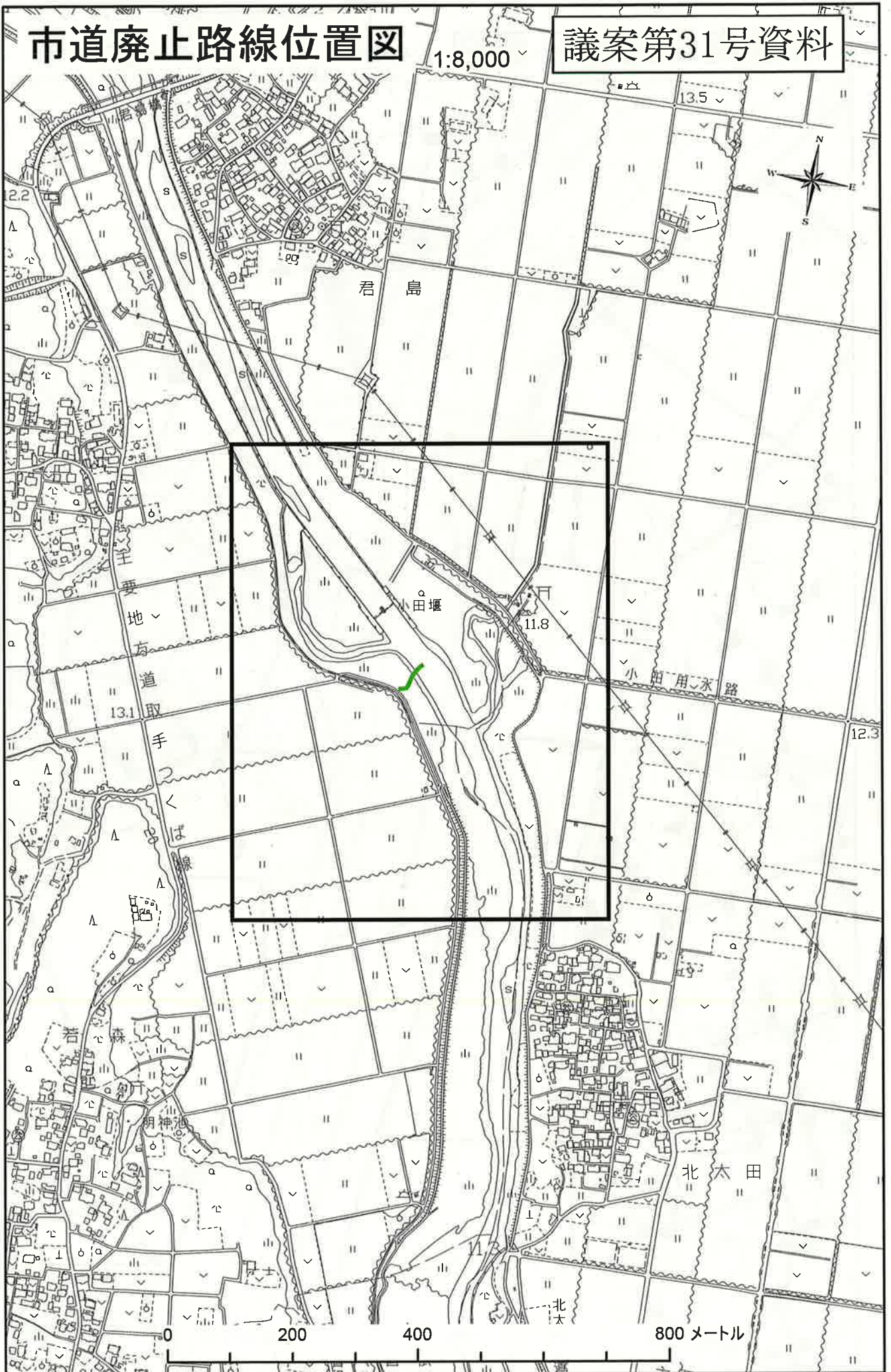
市道廃止路線平面図 1:4,000



市道廃止路線位置図

1:8,000

議案第31号資料



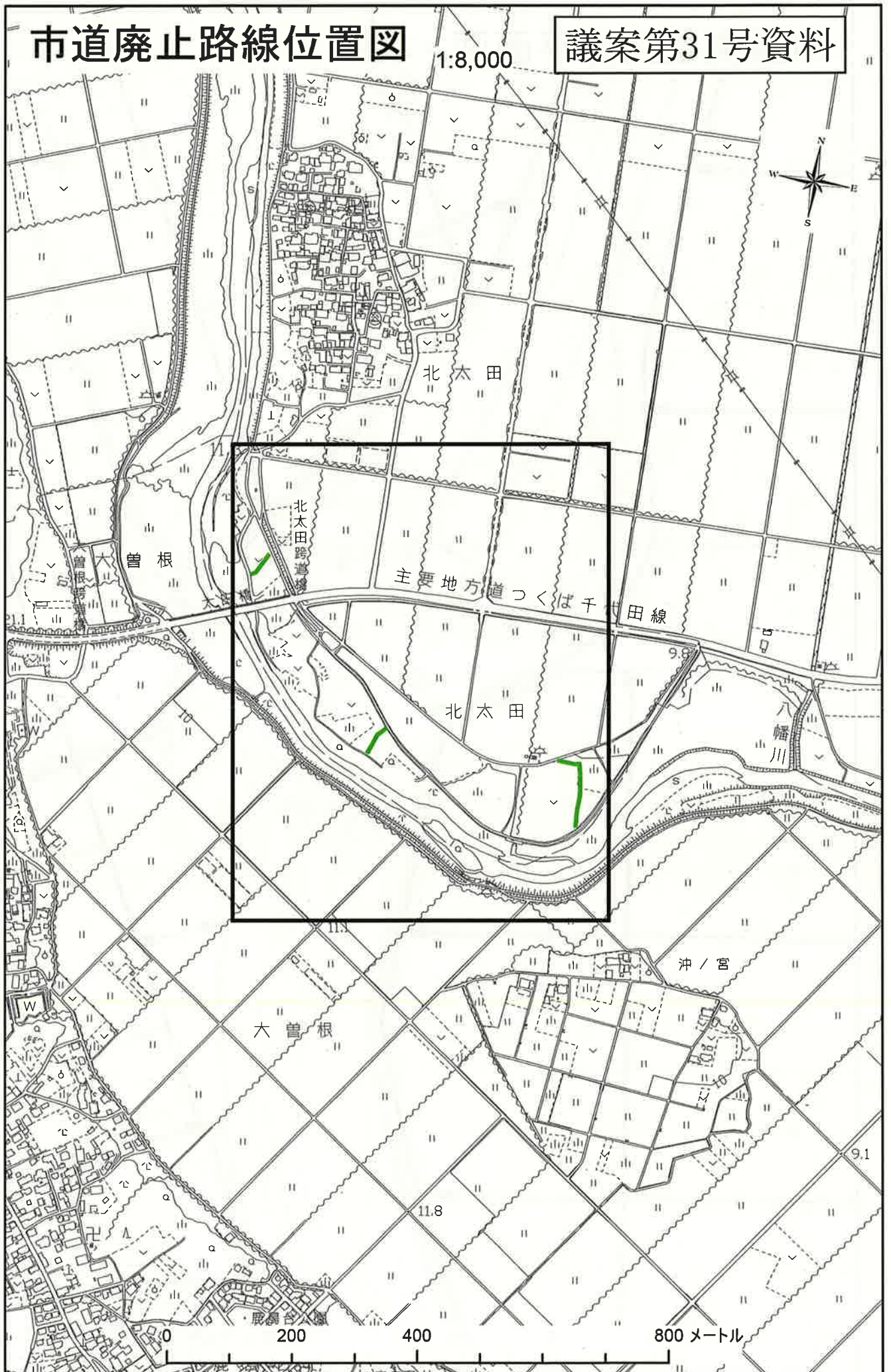
市道廃止路線平面図 1:4,000



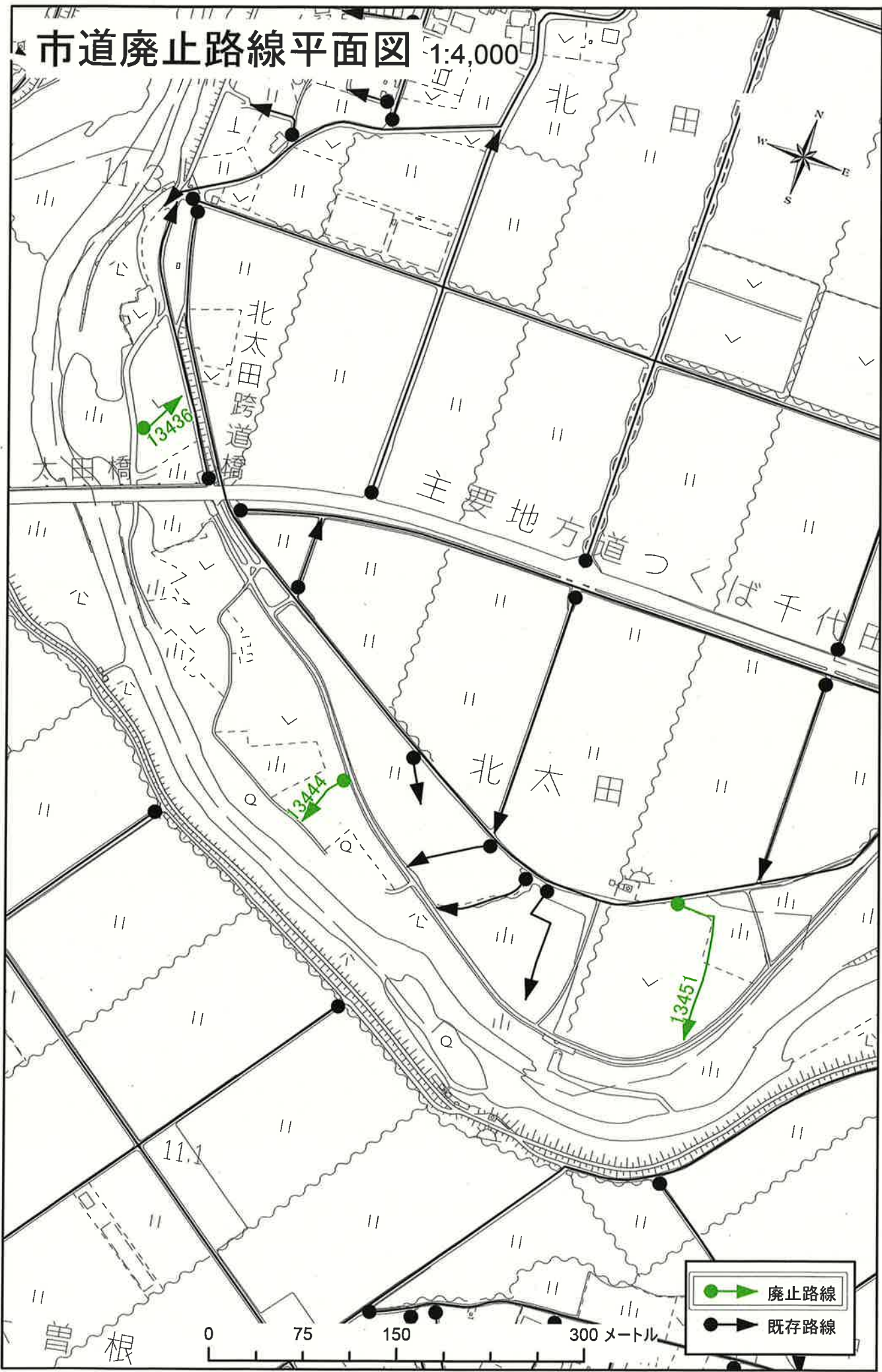
市道廃止路線位置図

1:8,000

議案第31号資料



市道廃止路線平面図 1:4,000



	廃止路線
	既存路線

0 75 150 300メートル

